

被保険者資格証明書交付世帯における 保険料（税）の納付状況に関する調査について

1. 集計結果

【回答のあった市区町村数及び調査対象】

- ・ 47都道府県から134市区町村（各都道府県が3市区町村ずつ選定）
（内訳）：都道府県庁所在地等（都道府県庁所在地の市、政令市又は特別区）：39
その他の市：53
町村：42
- ・ 平成20年度：123,301世帯（163,113被保険者）
中学生以下の子どもがいる世帯：8,753世帯（28,957被保険者）
中学生以下の子どもがいない世帯：114,548世帯（134,156被保険者）
- ・ 平成21年度：116,310世帯（155,694被保険者）
中学生以下の子どもがいる世帯：8,354世帯（27,870被保険者）
中学生以下の子どもがいない世帯：107,956世帯（127,824被保険者）

（注）集計は、対象市区町村の回答の単純集計であるため、世帯数の多い都市部の市区町村の状況が大きく反映されている可能性がある。

【保険料（税）の納付状況の集計結果】

◇平成21年4月に施行された被保険者資格証交付世帯に属する中学生以下の子どもに短期被保険者証を交付する制度の施行前後における保険料（税）の納付状況（全国集計）を見ると、中学生以下の子どもがいる・いないにかかわらず、制度施行後は、収納率※が低下。

収納率	被保険者資格証明書交付世帯の収納率	
	中学生以下の子どもがいる世帯	中学生以下の子どもがいない世帯
H20年度	8.86%	8.41%
H21年度	7.41%	7.15%
差	-1.46pt	-1.26pt

※) 収納率 = $\frac{\text{現年度分の被保険者資格証明書世帯の保険料(税)収納額}}{\text{現年度分の被保険者資格証明書世帯の保険料(税)調定額}}$ ← 当該世帯から納付(一部納付、完納問わず)された保険料(税)額の合計
← 当該世帯に賦課された保険料(税)額の合計

◇子どものいる世帯での収納率の低下が大きい。ただし、子どもがいる世帯の方が、子どものいない世帯に比べ、収納率は依然として2ポイント程度高い。

中学生以下の子どもいる世帯 12.69% ⇒ 9.52% (対前年比3.17ポイント減)
中学生以下の子どもいない世帯 8.41% ⇒ 7.15% (対前年比1.26ポイント減)

◇所得階層別で見た場合、中学生以下の子どもがいる・いないにかかわらず、すべての所得階層において、制度施行後、収納率が低下。

	子どもがいる世帯				子どもがいない世帯			
	収納率		収納率の変動 変動割合		収納率		収納率の変動 変動割合	
全 国	H20	12.69%	-3.17pt	-25.0%	H20	8.41%	-1.26pt	-15.0%
	H21	9.52%			H21	7.15%		
100万円未満 (未申告含む)	H20	12.98%	-2.37pt	-18.3%	H20	8.20%	-1.00pt	-12.2%
	H21	10.61%			H21	7.20%		
~200万円未満	H20	12.14%	-3.03pt	-25.0%	H20	7.68%	-0.90pt	-11.7%
	H21	9.11%			H21	6.78%		
~500万円未満	H20	12.35%	-3.36pt	-27.2%	H20	8.63%	-1.86pt	-21.6%
	H21	8.99%			H21	6.77%		
500万円以上	H20	16.90%	-7.04pt	-41.7%	H20	15.08%	-1.46pt	-9.7%
	H21	9.86%			H21	13.62%		

(注) 収納率が低下した場合の変動割合は「-」、向上した場合の変動割合は「+」で表現している。また、所得階層は旧たし書所得により集計。

⇒ 中学生以下の子どもがいる世帯では、高所得世帯ほど収納率の低下が大きい。

その結果として、平成 20 年度では、すべての所得階層において、子どもがいる世帯の収納率が子どもがいない世帯の収納率を上回っていたが、平成 21 年度では、所得 500 万円以上の高所得世帯において、子どもがいる世帯の収納率が、子どもがいない世帯の収納率を下回っている。

◇地域別に見た場合、子どもがいる世帯と子どもがいない世帯の収納率の低下傾向に差が見られる。

	子どもがいる世帯				子どもがいない世帯			
	収納率		収納率の変動 変動割合		収納率		収納率の変動 変動割合	
全 国	H20	12.69%	-3.17pt	-25.0%	H20	8.41%	-1.26pt	-15.0%
	H21	9.52%			H21	7.15%		
北海道・東北	H20	7.38%	-1.17pt	-15.9%	H20	5.14%	-0.37pt	-7.2%
	H21	6.21%			H21	4.77%		
関東甲信越	H20	11.58%	-4.32pt	-37.3%	H20	9.85%	-3.30pt	-33.5%
	H21	7.26%			H21	6.55%		
東海・北陸	H20	7.32%	-0.54pt	-7.4%	H20	7.98%	+0.25pt	+3.1%
	H21	6.78%			H21	8.23%		
近 畿	H20	16.37%	-5.63pt	-34.4%	H20	7.29%	-1.51pt	-20.7%
	H21	10.74%			H21	5.78%		
中国・四国	H20	16.49%	-4.22pt	-25.6%	H20	12.19%	-3.36pt	-27.6%
	H21	12.27%			H21	8.83%		
九州・沖縄	H20	17.43%	-2.03pt	-11.6%	H20	8.21%	+0.81pt	+9.9%
	H21	15.40%			H21	9.02%		

(注) 収納率が低下した場合の変動割合は「-」、向上した場合の変動割合は「+」で表現している。

⇒ 中学生以下の子どもがいる・いないにかかわらず、「関東・甲信越」「近畿」ブロックで収納率の低下が大きい。

「近畿」「九州・沖縄」ブロックでは、子どもがいる世帯の収納率の変動割合が、子どもがいない世帯の収納率の変動割合と比べて、10ポイント以上低くなっているが、「北海道・東北」「関東甲信越」ブロックでは、5ポイント程度の低さとなっている。「中国・四国」ブロックでは、子どものいる世帯より、子どものいない世帯の収納率の変動割合の低下が大きい。

【保険料（税）の納付に関する市区町村の意見の集計結果】

平成21年4月に施行された被保険者資格証明書交付世帯の中学生以下の子どもに短期被保険者証を交付する制度により、保険料（税）納付意識にモラルハザードが生じたかどうかの質問に対して、「生じた」と回答した市区町村が23.9%、「以前と変わらない」の回答が36.6%、「どちらともいえない」の回答は39.6%であった。

		1 生じた	2 以前と変わらない	3 どちらともいえない
全国計	134	32 23.9%	49 36.6%	53 39.6%
1 都道府県庁所在地等	39	10 25.6%	7 17.9%	22 56.4%
2 その他の市	53	11 20.8%	23 43.4%	19 35.8%
3 町村	42	11 26.2%	19 45.2%	12 28.6%

<モラルハザードが「生じた」と回答した市区町村の主な意見>

- ・被保険者証の必要性（子どもの通院の必要性、修学旅行 etc.）が生じた際に、納付や納付相談、分納誓約に依っていたものが、制度施行以降は依らなくなった。
- ・「子どもの分だけでも被保険者証が欲しい」と納付をしていた世帯が、制度施行以降は納付しなくなった。
- ・納付意識が少なからず低下しているように感じる。

2. 厚生労働省としての今後の対応方針

今回の調査結果は上記のとおりであるが、被保険者資格証明書交付世帯の子どもに短期被保険者証を交付する制度は、子どもを心身ともに健やかに育成するため、子どもについては一定の窓口負担で医療にかかれるようにするという政策目的で行ったものである。

保険料（税）を支払うことができない特別の事情がないにもかかわらず滞納する世帯については、引き続き適切に滞納処分を行うなど、収納率の向上に向け、市区町村を指導していきたい。